

タイにおける税務の基礎知識 第13回

今月は所得税の源泉徴収事務について、給与に係る源泉徴収と給与以外の支払いに係る源泉徴収について解説をいたします。
今回は給与の支払いに係る源泉徴収事務について解説をいたします。

項 目	タ イ	日 本
源泉徴収制度の概要	タイにおける源泉徴収制度は、日本と同様に、その所得の支払者に対して、当該所得の支払について所得税を徴収し、それを国に納付する義務を課している。源泉所得税の徴収漏れが生じた場合においては、その徴収義務者に対して罰則が適用される。	日本の所得税法においては、源泉徴収制度に基づいて各種所得の支払いの際に、当該所得の支払者に対して、その支払の際に、その所得について所得税を徴収し、これを国に納付することとしている。
給与所得に係る源泉徴収	<p>タイにおける従業員の給与所得に対する所得税の源泉徴収は、次の方法によって算定した金額を、毎月の給与の支払いの際に徴収し、国に納付することとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その年に支払われる給与等の合計(見込金額) 2. 各種所得控除の金額 3. 1-2= 課税される所得 4. 3. に対する年間所得税額 5. 各月の徴収税額 = 4 ÷ 12か月 <p>タイにおいては、あらかじめ年間の税額を算定し、それを12で除して(給与の支払いは毎月月末1回支払い、その年を通じて、その企業に勤務することを前提)算出された金額を毎月徴収することとなる。</p>	<p>日本における給与所得に対する源泉徴収税額の算定方法は、タイの場合にと異なり、毎月の課税される給与の総額から社会保険料を控除した金額を基礎として、当該金額を給与所得の源泉徴収税額表に当てはめ、扶養親族等の人数に応じて、定められた税額により徴収することとなる。</p> <p>また日本においては、所定の要件のもとに、その給与の支払者に対して、その年の最後に給与等の支払する際において、その者のその年における給与所得に対する所得税額を算定し、その金額と各月において徴収、納付した所得税の合計額を比較し、その過不足額を納付または還付しなければならないこととされている。これを年末調整制度という。</p>
徴収後の事務	<p>給与支払者が徴収した毎月の給与計算に基づく源泉所得税は、その月の翌月7日までに国に納めなければならない。</p> <p>さらに1暦年が終了したら、その年の翌年2月15日までに従業員に対して源泉徴収票を発行しなければならない。また2月末日までに歳入法に規定する書式により、給与の支払者は、給与の支給に係る年次報告書を提出しなければならない。</p>	<p>給与所得の支払者は、毎月の給与計算が終了し、所得税を徴収したら、原則として、徴収した所得税はその徴収した日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならない。</p> <p>さらに給与の支払者は年末調整の計算を行い年末調整が終了したら従業員に対して源泉徴収票を発行するとともに、関係各所に対して源泉徴収票、給与支払報告書等の書類を提出しなければならない。</p>
罰則	<ol style="list-style-type: none"> 1. 源泉徴収票の不発行: 2,000バーツ以下の罰金 2. 源泉所得税の不納付: 1か月あたり1.5% (最高で本税と同額まで) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 源泉所得税の不納付: 本税の10% (自主納付の場合、5%) 2. 延滞税: 年利14.6% (本来の納期限から最初の2か月間は、7.3%)

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。